

# 提案

日付：2022/8/23

件名：衛生指導員の件

## 1.問題、課題

寒川町役場から依頼により、各自治会を通して推薦される衛生指導員に関して。  
労働者性の判断基準に照らし合わせて、寒川町役場が衛生指導員をどのように捉えているのかお知らせください。

### 【労働者性の判断基準】

#### 1 使用従属性に関する判断基準

##### (1) 指揮監督下の労働

- イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- ロ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ハ 拘束性の有無

##### ニ 代替性の有無

##### (2) 報酬の労務対償性

#### 2 労働者性の判断を補強する要素

##### (1) 事業者性の有無

- イ 機械、器具の負担関係
- ロ 報酬の額

##### (2) 専属性の程度 等

(労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」

(昭和 60 年)

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryu/pdf/bo84-2-3.pdf> (参照先)

## 2.改善案：

回答をいただいたのち然るべきところに、相談しに行きたいと思います。  
制度自体が、どこに問題点があるのか、第三者の機関からみて、客観的に見解を頂きたいと思います。

なぜ、そのような行動をとるかわかりますか。

この町長への手紙に何度投稿しても、町役場は間違っていないと漂わせる回答に辟易しているからです。

## 3.改善後の効果：

一部の町民に負担が重くのしかかっています。

『今年から違反ゴミの持ち帰りをなくしました。』と胸を張っておっしゃる寒川町役場。朝の時間に1時間立ち会うその制度が、もう崩壊しているとなぜ認識しないのでしょうか。

---

## 回答

<衛生指導員の件>

【所管：環境課】

衛生指導員さんには、資源物置場での分別指導等のご協力をお願いし、このような指導や作業などをできる範囲で行っていただいています。指導や作業などの活動内容や欠席、遅刻、早退などによる活動時間の短縮によって、謝礼を減額したりしていませんし、できる範囲での協力のお願いですので、労働者と考えたことはございません。